

勝央町定住促進空き家片づけ事業補助金

売却・賃貸予定の空き家に残存する家財道具等の処分にお困りではありませんか？勝央町では、片づけ費用の一部を補助する制度を始めました。

これにより、物件の所有者は荷物の片付けの負担が軽減され、空き家への入居が円滑に行えるようになります。

対象物件

勝央町空き家情報バンクに登録されている物件

対象者

- ① 物件所有者
 - ② ①と売買又は賃貸の契約を締結した利用者
- ※①、②のいずれかに該当する方

対象経費

当該物件に残存する家財道具などの処分・搬出に要する経費
例) 指定ごみ袋購入費、家電リサイクル料金、津山圏域クリーンセンター直接搬入時の処分手数料、ゴミ出しのためのトラックなどの賃貸料 など

補助金額

処分に要した対象経費の1/2
(※上限10万円)

※必ず担当部署と事前協議を行って下さい。

※予算の範囲内での交付になります。まずはご相談ください。
※申請書は、勝央町ホームページからもダウンロードできます。

お問い合わせ・申請先

〒709-4316

岡山県勝田郡勝央町勝間田201番地

勝央町役場 総務部 元気なまち推進室

TEL: 0868-38-3111

<http://www.town.shoo.okayama.jp/>

交付申請の流れ

事前協議
(総務部元気なまち推進室)

交付申請書の提出

〈添付書類〉

- ・事業計画書
- ・所有者との売買又は賃貸借契約書
(※空き家利用者が申請する場合)
- ・処分する家財道具の写真 など

書類審査

交付決定通知

片づけ着手

片づけ完了

実績報告書の提出

〈添付書類〉

- ・領収書の写し
- ・作業中の写真 など

書類審査

補助金額確定通知・補助金の支払い